

司法試験・予備試験短答過去問題集

民法⑤セレクション

第5/6編 契約総論・各論

- ・ 解答ページの右上の問題番号（MN0000）に解説の YouTube 動画のリンクが貼っていますので活用ください。
- ・ 勉強部屋の [YouTube のチャンネル登録](#)のご協力をお願いします。
- ・ データの加工はあくまで個人利用の範囲でお願いします。



飯田さんの司法試験・予備試験の勉強部屋

[\(HPはこちらから\)](#)

隔地者間の契約に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア. 承諾者が申込みに条件を付して承諾し、その他変更を加えてこれを承諾したときは、その申込みの拒絶とともに新たな申込みをしたものとみなされる。

イ. 申込者の意思表示又は取引上の慣習により承諾の通知を必要としない場合には、契約は、承諾の意思表示と認めるべき事実があった時に成立する。

ウ. 承諾期間の定めのある申込みに対し、その承諾の通知がその期間内に発送された場合には、その承諾の通知が申込者に到達しなかったときであっても、契約は成立し、その効力が生ずる。

エ. 申込者は、遅延した承諾を新たな申込みとみなすことができる。

(オ. 承諾期間の定めのない申込みに対し承諾の通知が発送された後、申込みの撤回の通知が承諾者に到達した場合において、その申込みの撤回の通知が通常の場合には承諾の通知の発送の前に到達すべき時に発送したものであることを承諾者が知ることができたときは、承諾者が申込みの撤回の通知が延着した旨の通知を申込者に対して発送したか否かにかかわらず、契約は成立しなかったものとみなされる。) 改正のため解答不能

1. アイ 2. アウ 3. イエ 4. ウオ 5. エオ

X 隔地者間の契約に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- ア. 承諾者が申込みに条件を付して承諾し、その他変更を加えてこれを承諾したときは、その申込みの拒絶とともに新たな申込みをしたものとみなされる。
- イ. 申込者の意思表示又は取引上の慣習により承諾の通知を必要としない場合には、承諾の意思表示と認めるべき事実があった時に成立する。
- X ウ. 承諾期間の定めのある申込みに対し、その承諾の通知がその期間内に発送された場合には、その承諾の通知が申込者に到達しなかったときであっても、契約は成立し、その効力が生ずる。
- エ. 申込者は、遅延した承諾を新たな申込みとみなすことができる。

(オ. 承諾期間の定めのない申込みに対し承諾の通知が発送された後、申込みの撤回の通知が承諾者に到達した場合において、その申込みの撤回の通知が通常の場合には承諾の通知の発送の前に到達すべき時に発送したものであることを承諾者が知ることができたときは、承諾者が申込みの撤回の通知が延着した旨の通知を申込者に対して発送したか否かにかかわらず、契約は成立しなかったものとみなされる。) 改正のため解答不能

1. アイ 2. アウ 3. イエ 4. ウオ 5. エオ

契約の成立に関する次のアからオまでの各記述のうち、契約が成立していないものの組合せとして正しいものは、後記1から5までのうちどれか。

ア. AがBに対し、承諾の期間を申込みから1週間と定めて撤回の権利の留保なく契約の申込みをし、その2日後に申込みを撤回したが、Bは申込みから5日後に承諾した。

イ. Aが対話中にその終了後も契約の申込みが効力を失わない旨を表示せずに対話者であるBに対して契約の申込みをしたところ、Bは対話終了後の翌日に承諾した。

ウ. Bは、Aによる契約の申込みに対し、承諾の通知を発した後に死亡したが、Aは、その承諾の通知の到達前にB死亡の事実を知っていた。

エ. AがBに対して契約の申込みの通知を発した後に死亡したが、Aは自らが死亡したとすればその申込みは効力を有しない旨の意思を表示しておらず、BはA死亡の事実を知らずに承諾した。

オ. AがBに対して承諾の期間を申込みから1週間と定めて契約の申込みをしたところ、Bは申込みから10日後に承諾した。

1. アウ 2. アオ 3. イエ 4. イオ 5. ウエ

R02-22 契約の成立

MN3051 B

契約の成立に関する次のアからオまでの各記述のうち、契約が成立していないものの組合せと
して正しいものは、後記1から5までのうちどれか。

ア. AがBに対し、承諾の期間を申込みから1週間と定めて~~撤回~~の権利の留保なく契約の申込みをし、その2日後に申込みを撤回したが、Bは申込みから5日後に承諾した。

イ. Aが対話中にその終了後も契約の申込みが効力を失わない旨を表示せずに対話者であるBに対して契約の申込みをしたところ、Bは対話終了後の翌日に承諾した。

ウ. Bは、Aによる契約の申込みに対し、承諾の通知を登した後に死亡したが、Aは、その承諾の通知の到達前にB死亡の事実を知っていた。

エ. AがBに対して契約の申込みの通知を登した後に死亡したが、Aは自らが死亡したとすればその申込みは効力を有しない旨の意思を表示しておらず、BはA死亡の事実を知らずに承諾した。

オ. AがBに対して承諾の期間を申込みから1週間と定めて契約の申込みをしたところ、Bは申込みから10日後に承諾した。

1. アウ 2. アオ 3. イエ 4. **イオ** 5. ウエ

同時履行に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア．有償の委任契約における委任者の報酬支払義務と受任者の事務処理義務とは、同時履行の関係にある。

イ．売買の目的物である未登記建物に契約不適合があることを理由に売買契約が解除された場合、売主の代金返還義務と買主の建物返還義務とは、同時履行の関係にある。(問改)

ウ．建物賃貸借契約が終了し賃借人が造作買取請求権を行使した場合、賃貸人の造作買取代金支払義務と賃借人の建物明渡義務とは、同時履行の関係にある。

エ．未成年者が行為能力の制限を理由に動産売買契約を取り消した場合、両当事者が互いに負う返還義務は、同時履行の関係にある。

オ．期間満了による建物の賃貸借契約終了に伴う賃借人の建物明渡義務と賃貸人の敷金返還義務とは、同時履行の関係にある。

1. アウ 2. アエ 3. イエ 4. イオ 5. ウオ

同時履行に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- ア. 有償の委任契約における委任者の報酬支払義務と受任者の事務処理義務とは、同時履行の関係にある。
- イ. 売買の目的物である未登記建物に契約不適合があることを理由に売買契約が解除された場合、売主の代金返還義務と買主の建物返還義務とは、同時履行の関係にある。(問改)
- ウ. 建物賃貸借契約が終了し賃借人が造作買取請求権を行使した場合、賃貸人の造作買取代金支払義務と賃借人の建物明渡義務とは、同時履行の関係にある。
- エ. 未成年者が行為能力の制限を理由に動産売買契約を取り消した場合、両当事者が互いに負う返還義務は、同時履行の関係にある。
- オ. 期間満了による建物の賃貸借契約終了に伴う賃借人の建物明渡義務と賃貸人の敷金返還義務とは、同時履行の関係にある。

1. アウ 2. アエ 3. イエ 4. イオ 5. ウオ

AがA所有の宝石を代金100万円でBに売却した際、その宝石の代金債務と宝石の引渡債務の履行期を同一とすることがAB間で合意された。この事例に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア. A及びBが各自の債務を履行した後に、第三者Cの詐欺を理由としてBがAB間の売買契約を取り消した場合、AのBに対する宝石代金の返還債務とBのAに対する宝石の返還債務とは、同時履行の関係にある。

イ. AがBに対する宝石の代金債権を第三者Dに譲渡してBにその旨を通知した後、Bが遅滞なく異議を述べなかった場合、Bは、Dからの宝石代金の支払請求に対し、同時履行の抗弁権を行使することができない。

ウ. AがBに対して別の貸金債務を負っている場合、BのAに対する宝石の代金債務についてその履行期が到来しても、Aは、AのBに対する宝石の引渡債務について弁済又はその提供をしていないときは、AのBに対する宝石の代金債権とBのAに対する別の貸金債権とを対当額で相殺することができない。

エ. AがBに対して宝石代金の支払を求める訴えを提起した場合、Bの同時履行の抗弁が認められるときは、Aの請求は全部棄却される。

オ. BがAに対して宝石の引渡債務の履行遅滞に基づく損害賠償を求める訴えを提起した場合、Bが宝石の代金債務の弁済の提供をしていないときは、Bの請求は全部棄却される。

1. アイ
2. アオ
3. イエ
4. ウエ
5. ウオ

X AがA所有の宝石を代金100万円でBに売却した際、その宝石の代金債務と宝石の引渡債務の履行期を同一とすることがAB間で合意された。この事例に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

D ア。A及びBが各自の債務を履行した後に、第三者Cの詐欺を理由としてBがAB間の売買契約を取り消した場合、AのBに対する宝石代金の返還債務とBのAに対する宝石の返還債務とは、同時履行の関係にある。

X イ。AがBに対する宝石の代金債権を第三者Dに譲渡してBにその旨を通知した後、Bが遅滞なく異議を述べなかった場合、Bは、Dからの宝石代金の支払請求に対し、同時履行の抗弁権を行使することができない。

D ウ。AがBに対して別の貸金債務を負っている場合、BのAに対する宝石の代金債務についてその履行期が到来しても、Aは、AのBに対する宝石の引渡債務について弁済又はその提供をしていないときは、AのBに対する宝石の代金債権とBのAに対する別の貸金債権とを対当額で相殺することができない。

X エ。AがBに対して宝石代金の支払を求める訴えを提起した場合、Bの同時履行の抗弁が認められるときは、Aの請求は全部棄却される。

D オ。BがAに対して宝石の引渡債務の履行遅滞に基づく損害賠償を求める訴えを提起した場合、Bが宝石の代金債務の弁済の提供をしていないときは、Bの請求は全部棄却される。

1. ~~ア~~イ 2. ~~ア~~オ 3. イエ 4. ウエ 5. ウオ

建物を目的物とする売買契約が締結された後、その引渡期日が到来する前に売主の占有下で当該建物の全部が滅失した場合に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア. 当該建物の滅失が売主の責めに帰すべき事由による場合、売主は、買主からの建物の引渡請求を拒絶することができる。

イ. 当該建物の滅失が買主の責めに帰すべき事由による場合、売主は、買主に対して代金の支払を請求することはできない。

ウ. 当該建物の滅失が売主の責めに帰すべき事由による場合、買主は、既に売主に代金を支払っているときは、契約を解除して、その代金の返還を請求することができる。

エ. 当該建物の滅失が買主の責めに帰すべき事由による場合、買主は、既に売主に代金を支払っているときでも、その返還を請求することはできない。

オ. 当該建物の滅失が不可抗力による場合、買主は、既に売主に代金を支払っているときは、その返還を請求することができない。(問改)

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

建物を目的物とする売買契約が締結された後、その引渡期日が到来する前に売主の占有下で当該建物の全部が滅失した場合に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

○ ア. 当該建物の滅失が売主の責めに帰すべき事由による場合、売主は、買主からの建物の引渡請求を拒絶することができる。

✕ イ. 当該建物の滅失が買主の責めに帰すべき事由による場合、売主は、買主に対して代金の支払を請求することはできない。

○ ウ. 当該建物の滅失が売主の責めに帰すべき事由による場合、買主は、既に売主に代金を支払っているときは、契約を解除して、その代金の返還を請求することができる。

○ エ. 当該建物の滅失が買主の責めに帰すべき事由による場合、買主は、既に売主に代金を支払っているときでも、その返還を請求することはできない。

✕ オ. 当該建物の滅失が不可抗力による場合、買主は、既に売主に代金を支払っているときは、その返還を請求することができない。(問改)

1. アウ 2. アエ 3. イエ 4. イオ 5. ウオ

Aは、Bとの間で、Aの所有する著名な陶芸家の銘が入った絵皿（以下「甲」という。）をBに300万円で売り、代金はBがCに支払うとの合意をした。この事例に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- ア. AB間の売買契約の当時、Cが胎児であり、受益の意思表示をすることができなかつたときは、その後Cが出生したとしてもAB間の売買契約は無効である。
- イ. AB間の売買契約が締結され、Cが受益の意思表示をした後、実は甲が贋作であることが判明し、BがAの詐欺を理由に売買契約を取り消した場合、CがAの詐欺について善意無過失であるときは、Bは詐欺取消しをCに対抗することができない。
- ウ. Cに対して債権を有するDは、AB間の売買契約が締結された後、Cが受益の意思表示をせず、かつ無資力である場合には、Cに代位して受益の意思表示をすることができる。
- エ. AB間の売買契約が締結された後、AがBに甲を引き渡したにもかかわらず、BがCに甲の代金300万円を支払わない場合には、CはBに催告した上、AB間の売買契約を解除することができる。
- オ. AB間の売買契約が、AのCに対する宝石の売買契約に基づく代金債務を弁済するために締結され、Cが受益の意思表示をした場合において、Aがその目的をBに告げていなかったときは、AC間の宝石の売買契約が無効であっても、Cは、Bに対し、甲の代金300万円の請求をすることができる。

1. アイ 2. アウ 3. イエ 4. ウオ 5. エオ

○ Aは、Bとの間で、Aの所有する著名な陶芸家の銘が入った絵皿（以下「甲」という。）をBに300万円で売り、代金はBがCに支払うとの合意をした。この事例に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

✕ ア. AB間の売買契約の当時、Cが胎児であり、受益の意思表示をすることができなかつたときは、その後Cが出生したとしてもAB間の売買契約は無効である。

✕ イ. AB間の売買契約が締結され、Cが受益の意思表示をした後、実は甲が贋作であることが判明し、BがAの詐欺を理由に売買契約を取り消した場合、CがAの詐欺について善意無過失であるときは、Bは詐欺取消しをCに対抗することができない。

○ ウ. Cに対して債権を有するDは、AB間の売買契約が締結された後、Cが受益の意思表示をせず、かつ無資力である場合には、Cに代位して受益の意思表示をすることができる。

✕ エ. AB間の売買契約が締結された後、AがBに甲を引き渡したにもかかわらず、BがCに甲の代金300万円を支払わない場合には、CはBに催告した上、AB間の売買契約を解除することができる。

○ オ. AB間の売買契約が、AのCに対する宝石の売買契約に基づく代金債務を弁済するために締結され、Cが受益の意思表示をした場合において、Aがその目的をBに告げていなかったときは、AC間の宝石の売買契約が無効であっても、Cは、Bに対し、甲の代金300万円の請求をすることができる。

1. ✕ イ 2. ✕ ウ 3. イエ 4. ウオ 5. エオ

売買契約の解除に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア．債務不履行を理由に売買契約が解除された場合において、その債務不履行の時から10年を経過したときは、解除による原状回復請求権の消滅時効が完成する。(改正で不相当)

イ．売主が目的物を引き渡し、買主が代金の一部を支払った場合において、債務不履行を理由に売買契約が解除されたときは、売主の目的物返還請求権と買主の代金返還請求権とは、同時履行の関係にない。

ウ．売主が目的物を引き渡したが、買主が代金を履行期の経過後も支払わない場合において、売主が買主に対して相当の期間を定めて債務の履行の催告をしたとしても、売主がその催告に際して履行がなければ解除する旨の通知をしていないときは、売主は、相当期間の経過後も当該売買契約を解除することができない。

エ．売主が目的物を引き渡したが、買主が代金を履行期の経過後も支払わない場合において、売主が買主に対して相当の期間を定めて代金の支払を催告したにもかかわらず、買主が代金の支払を拒絶する意思を明確に表示したときは、売主は、相当の期間が経過する前であっても、当該売買契約を解除することができる。

オ．買主の債務不履行を理由に売主が解除権を取得したとしても、その解除権の行使前に買主がその債務を履行したときは、売主は、その解除権を行使することができない。

1. アイ
2. アオ
3. イウ
4. ウエ
5. エオ

○ 売買契約の解除に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- ~~×~~ ア. 債務不履行を理由に売買契約が解除された場合において、その債務不履行の時から10年を経過したときは、解除による原状回復請求権の消滅時効が完成する。(改正で不適當)
- ~~×~~ イ. 売主が目的物を引き渡し、買主が代金の一部を支払った場合において、債務不履行を理由に売買契約が解除されたときは、売主の目的物返還請求権と買主の代金返還請求権とは、同時履行の関係にない。
- ~~×~~ ウ. 売主が目的物を引き渡したが、買主が代金を履行期の経過後も支払わない場合において、売主が買主に対して相当の期間を定めて債務の履行の催告をしたとしても、売主がその催告に際して履行がなければ解除する旨の通知をしていないときは、売主は、相当期間の経過後も当該売買契約を解除することができない。
- エ. 売主が目的物を引き渡したが、買主が代金を履行期の経過後も支払わない場合において、売主が買主に対して相当の期間を定めて代金の支払を催告したにもかかわらず、買主が代金の支払を拒絶する意思を明確に表示したときは、売主は、相当の期間が経過する前であっても、当該売買契約を解除することができる。
- オ. 買主の債務不履行を理由に売主が解除権を取得したとしても、その解除権の行使前に買主がその債務を履行したときは、売主は、その解除権を行使することができない。

1. アイ 2. アオ ~~3.~~ イウ ~~4.~~ ウエ 5. エオ

契約の解除に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア. 解除権の行使について期間の定めがない場合において、相手方が、解除権を有する者に対し、相当の期間を定めて、その期間内に解除をするかどうかを確答すべき旨の催告をしたにもかかわらず、当該期間内に解除の通知を受けないときは、解除権は消滅する。

イ. 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約の目的を達成することができない債務について、債務者が履行をしないでその時期を経過したときは、契約の解除がされたものとみなされ、当該債務は当然に消滅する。

ウ. 債務の一部の履行が不能である場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないときは、債権者は、催告をすることなく、直ちに契約の全部の解除をすることができる。

エ. 解除権を有する債権者が、過失によって契約の目的物を著しく損傷した場合には、その債権者が解除権を有することを知らなかったとしても、解除権は消滅する。

オ. 解除権が行使された場合の原状回復において、金銭以外の物を返還するときは、その物を受領した時以後に生じた果実をも返還する義務がある。

1. アイ
2. アウ
3. イエ
4. ウオ
5. エオ

× 契約の解除に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

○ ア. 解除権の行使について期間の定めがない場合において、相手方が、解除権を有する者に対し、相当の期間を定めて、その期間内に解除をするかどうかを確答すべき旨の催告をしたにもかかわらず、当該期間内に解除の通知を受けないときは、解除権は消滅する。

× イ. 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約の目的を達成することができない債務について、債務者が履行をしないでその時期を経過したときは、契約の解除がされたものとみなされ、当該債務は当然に消滅する。

○ ウ. 債務の一部の履行が不能である場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないときは、債権者は、催告をすることなく、直ちに契約の全部の解除をすることができる。

× エ. 解除権を有する債権者が、過失によって契約の目的物を著しく損傷した場合には、その債権者が解除権を有することを知らなかったとしても、解除権は消滅する。

オ. 解除権が行使された場合の原状回復において、金銭以外の物を返還するときは、その物を受領した時以後に生じた果実をも返還する義務がある。

1. アイ 2. アウ 3. イエ 4. ウオ 5. エオ

契約に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア. 贈与は、当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思を表示し、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずるから、贈与を受ける者が贈与の申込みをし、相手方がこれを承諾しても贈与の効力は生じない。

イ. 売買契約において契約不適合責任を免除する特約がある場合であっても、その当時売買の目的物について種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを売主が知りながらその瑕疵があることを告げなかったときには、売主は契約不適合責任を免れない。(問改)

ウ. 判例によれば、AがB所有の甲建物を賃貸権限を有しないCから賃借している場合において、BがAに甲建物の明渡しを求めたときは、Aは、甲建物を使用収益することができなくなるおそれが生じたものとして、Cに対し、それ以降の賃料の支払を拒絶することができる。

エ. 賃借人が適法に賃借物を転貸した場合において、賃貸人が賃借人に対し賃借物の修繕義務を負うときは、賃貸人は、転借人に対しても直接に賃借物の修繕義務を負う。

オ. 有償の金銭消費寄託契約において、当事者が返還の時期を定めなかったときは、寄託者は、受寄者に対し相当の期間を定めて催告をしなければ、金銭の返還を請求することができない。

1. アイ 2. アエ 3. イウ 4. ウオ 5. エオ

契約に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- ア. 贈与は、当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思を表示し、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずるから、贈与を受ける者が贈与の申込みをし、相手方がこれを承諾しても贈与の効力は生じない。
- イ. 売買契約において契約不適合責任を免除する特約がある場合であっても、その当時売買の目的物について種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを売主が知りながらその瑕疵があることを告げなかったときには、売主は契約不適合責任を免れない。(問改)
- ウ. 判例によれば、AがB所有の甲建物を賃貸権限を有しないCから賃借している場合において、BがAに甲建物の明渡しを求めたときは、Aは、甲建物を使用収益することができなくなるおそれが生じたものとして、Cに対し、それ以降の賃料の支払を拒絶することができる。
- エ. 賃借人が適法に賃借物を転貸した場合において、賃貸人が賃借人に対し賃借物の修繕義務を負うときは、賃貸人は、転借人に対しても直接に賃借物の修繕義務を負う。
- オ. 有償の金銭消費寄託契約において、当事者が返還の時期を定めなかったときは、寄託者は、受寄者に対し相当の期間を定めて催告をしなければ、金銭の返還を請求することができない。

1. アイ 2. アエ 3. イウ 4. ウオ 5. エオ

A B間の売買契約において、売主Aが買主Bに対して引き渡した目的物の数量が不足しており、契約の内容に適合しない場合の買主Bの権利に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア. 数量の不足がA Bいずれの責めにも帰することができない事由によって生じた場合、BはA B間の売買契約を解除することができない。

イ. 数量の不足がBの責めに帰すべき事由によって生じた場合、BはA B間の売買契約を解除することができない。

ウ. 数量の不足がBの責めに帰すべき事由によって生じた場合、不足分の引渡しが可能であっても、Bは不足分の引渡しを請求することができない。

エ. 不足分の引渡しが可能であり、Aがその引渡しを申し出た場合であっても、Bは、その申出を拒んで直ちに代金の減額を請求することができる。

オ. Bが数量の不足を知った時から1年以内にその旨をAに通知しない場合には、Aが引渡しの際に数量の不足を知り又は重大な過失によって知らなかったときを除き、Bは損害賠償の請求をすることができない。

1. アウ 2. アエ 3. イウ 4. イオ 5. エオ

AB間の売買契約において、売主Aが買主Bに対して引き渡した目的物の数量が不足しており、
契約の内容に適合しない場合の買主Bの権利に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- ア. 数量の不足がABいずれの責めにも帰することができない事由によって生じた場合、BはA
B間の売買契約を解除することができない。
- イ. 数量の不足がBの責めに帰すべき事由によって生じた場合、BはAB間の売買契約を解除することができない。
- ウ. 数量の不足がBの責めに帰すべき事由によって生じた場合、不足分の引渡しが可能であっても、Bは不足分の引渡しを請求することができない。
- エ. 不足分の引渡しが可能であり、Aがその引渡しを申し出た場合であっても、Bは、その申出を拒んで直ちに代金の減額を請求することができる。
- オ. Bが数量の不足を知った時から1年以内にその旨をAに通知しない場合には、Aが引渡しの時に数量の不足を知り又は重大な過失によって知らなかったときを除き、Bは損害賠償の請求をすることができない。

1. アウ 2. アエ 3. イウ 4. イオ 5. エオ

書面等による契約に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア. 住宅の所有を目的として締結された定期借地権の設定契約は、公正証書によらなければその効力を生じない。

イ. 保証契約は、その合意が電子メールを相互に送受信する方法によってされた場合には、書面が作成されていなくてもその効力を生じる。

ウ. 贈与契約において、贈与者の意思表示が書面によってされている場合には、受贈者の意思表示が書面によってされていないときでも、贈与者は、贈与契約の解除をすることができない。

エ. 金銭消費貸借契約は、書面によってされた場合であっても、借主が貸主から合意した金銭を受け取るまでは、その効力を生じない。

オ. 書面によらない有償寄託契約の受寄者は、寄託物を受け取るまでは契約の解除をすることができる。

1. ア ウ
2. ア エ
3. イ ウ
4. イ オ
5. エ オ

R03-37 書面等による契約

MN3251 B

D 書面等による契約に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

+ ア. 住宅の所有を目的として締結された定期借地権の設定契約は、公正証書によらなければその効力を生じない。

D イ. 保証契約は、その合意が電子メールを相互に送受信する方法によってされた場合には、書面が作成されていなくてもその効力を生じる。

O ウ. 贈与契約において、贈与者の意思表示が書面によってされている場合には、受贈者の意思表示が書面によってされていないときでも、贈与者は 贈与契約の解除をすることができない。

X エ. 金銭消費貸借契約は、書面によってされた場合であっても、借主が貸主から合意した金銭を受け取るまでは、その効力を生じない。

X オ. 書面によらない有償寄託契約の受寄者は、寄託物を受け取るまでは契約の解除をすることができる。

1. アウ 2. アエ 3. イウ ~~4. イオ~~ 5. エオ

贈与に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア. 書面によらないで動産の贈与がされ、その引渡しがされた場合において、その引渡しが占有改定により行われたときは、贈与者は、贈与を解除することができる。(問改)

イ. 贈与者が他人の不動産を贈与した場合において、贈与者は、その不動産の所有権を取得して受贈者に移転する義務を負う。(問改)

ウ. 定期の給付を目的とする贈与は、受贈者の死亡によって、その効力を失うが、贈与者が死亡しても、その効力は失われない。

エ. 贈与については、負担付きのものであっても、双務契約に関する規定は準用されない。

オ. 書面によって死因贈与がされたとしても、贈与者は、生前、いつでもその贈与を撤回することができる。

1. ア ウ
2. ア エ
3. イ エ
4. イ オ
5. ウ オ

○ 贈与に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

× ア. 書面によらないで動産の贈与がされ、その引渡しがされた場合において、その引渡しが占有改定により行われたときは、贈与者は、贈与を解除することができる。(問改)

○ イ. 贈与者が他人の不動産を贈与した場合において、贈与者は、その不動産の所有権を取得して受贈者に移転する義務を負う。(問改)

× ウ. 定期の給付を目的とする贈与は、受贈者の死亡によって、その効力を失うが、贈与者が死亡しても、その効力は失われない。

× エ. 贈与については、負担付きのものであっても、双務契約に関する規定は準用されない。

○ オ. 書面によって死因贈与がされたとしても、贈与者は、生前、いつでもその贈与を撤回することができる。

1. アウ 2. アエ 3. イエ 4. イオ 5. ウオ

贈与に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- ア. 死因贈与は、書面によることを要せず、当事者の合意のみで成立する。
- イ. 贈与者は、特約のない限り、目的物が特定した時の状態でこれを引き渡せば足りる。
- ウ. 受贈者は、贈与契約が書面によらない場合であっても、履行の終わっていない部分について贈与契約を解除することができない。
- エ. 負担付贈与においては、贈与者は、受贈者がその負担である義務の履行を怠ったことを理由として、贈与契約を解除することができない。
- オ. 登記された建物が書面によらずに贈与された場合、贈与者は、受贈者への目的物の引渡し及び所有権移転登記の双方がされるまでは、贈与契約を解除することができる。

1. アイ 2. アウ 3. イオ 4. ウエ 5. エオ

贈与に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- ア. 死因贈与は、書面によることを要せず、当事者の合意のみで成立する。
- イ. 贈与者は、特約のない限り、目的物が特定した時の状態でこれを引き渡せば足りる。
- ウ. 受贈者は、贈与契約が書面によらない場合であっても、履行の終わっていない部分について贈与契約を解除することができない。
- エ. 負担付贈与においては、贈与者は、受贈者がその負担である義務の履行を怠ったことを理由として、贈与契約を解除することができない。
- オ. 登記された建物が書面によらずに贈与された場合、贈与者は、受贈者への目的物の引渡し及び所有権移転登記の双方がされるまでは、贈与契約を解除することができる。

1. アイ 2. ~~ウ~~ 3. イオ 4. ~~ウエ~~ 5. ~~エオ~~

他人の権利の売買に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア. 売主が他人の権利を取得して買主に移転することができない場合、買主は、契約時にその権利が売主に属しないことを知っていたとしても、それにより損害賠償の請求を妨げられない。

イ. 売主が他人の権利を取得して買主に移転することができない場合、そのことについて売主の責めに帰すべき事由が存在しないときであっても、買主は売主に対して損害賠償請求をすることができる。

ウ. 売買の目的である権利の一部が他人に属することにより、その権利の一部が買主に移転されず、履行の追完が不能である場合、そのことについて買主の責めに帰すべき事由が存在しないときは、買主は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

エ. 売主が他人の権利を取得して買主に移転することができない場合、買主は、契約時にその権利が売主に属しないことを知っていたときは、契約を解除することができない。

オ. 売主が他人の権利を取得して買主に移転することができない場合、買主は、善意の売主に対しては、当該権利が他人の権利であることを知った時から1年以内にその旨を通知しなければ、損害賠償の請求をすることができない。

1. アウ 2. アエ 3. イウ 4. イオ 5. エオ

R02-24 他人の権利の売買

MN3321 A

他人の権利の売買に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

○ ア. 売主が他人の権利を取得して買主に移転することができない場合、買主は、契約時にその権利が売主に属しないことを知っていたとしても、それにより損害賠償の請求を妨げられない。

✕ イ. 売主が他人の権利を取得して買主に移転することができない場合、そのことについて売主の責めに帰すべき事由が存在しないときであっても、買主は売主に対して損害賠償請求をすることができる。

○ ウ. 売買の目的である権利の一部が他人に属することにより、その権利の一部が買主に移転されず、履行の追完が不能である場合、そのことについて買主の責めに帰すべき事由が存在しないときは、買主は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

✕ エ. 売主が他人の権利を取得して買主に移転することができない場合、買主は、契約時にその権利が売主に属しないことを知っていたときは、契約を解除することができない。

✕ オ. 売主が他人の権利を取得して買主に移転することができない場合、買主は、善意の売主に対しては、当該権利が他人の権利であることを知った時から1年以内にその旨を通知しなければ、損害賠償の請求をすることができない。

○ 1. アウ 2. アエ 3. イウ 4. イオ 5. エオ

売買契約においてその目的物であるワインを種類のみで指定し、買主の住所で引き渡すこととされていた場合に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア. 売主が債務の本旨に従って買主の住所にワインを持参したのに、買主がその受領を拒んだ場合には、その後売主がそのワインを故意に滅失させたときであっても、売主は、ワインの引渡債務の不履行を理由とする損害賠償責任を負わない。

イ. 売主が債務の本旨に従って買主の住所にワインを持参したが、買主がその受領を拒んだ場合において、その後そのワインが保管されていた倉庫が第三者の放火によって焼失し、ワインが滅失したときには、売主は、ワインの引渡債務を免れる。

ウ. 売主が債務の本旨に従って買主の住所にワインを持参したが、買主がその受領を拒んだ場合において、その後そのワインが買主の過失により滅失したときは、買主は、ワインの代金債務を免れない。

エ. 売主が債務の本旨に従って買主の住所にワインを持参したが、買主がその受領を拒んだ場合には、その1週間後に売主が買主に対してワインの代金の支払を求めてきたときであっても、買主は、ワインの引渡しとの同時履行の抗弁を主張することができない。

オ. 買主があらかじめワインの受領を拒んでいる場合において、売主が弁済の準備をしたことを買主に通知してその受領を催告したときは、売主は、約定の期日に買主の住所にワインを持参しなくても、ワインの引渡債務の不履行を理由とする損害賠償責任を負わない。

1. アウ
2. アエ
3. イウ
4. イオ
5. エオ

⊗ 売買契約においてその目的物であるワインを種類のみで指定し、買主の住所で引き渡すこととされていた場合に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

⊗ ア. 売主が債務の本旨に従って買主の住所にワインを持参したのに、買主がその受領を拒んだ場合には、その後売主がそのワインを故意に滅失させたときであっても、売主は、ワインの引渡債務の不履行を理由とする損害賠償責任を負わない。

○ イ. 売主が債務の本旨に従って買主の住所にワインを持参したが、買主がその受領を拒んだ場合において、その後そのワインが保管されていた倉庫が第三者の放火によって焼失し、ワインが滅失したときには、売主は、ワインの引渡債務を免れる。

○ ウ. 売主が債務の本旨に従って買主の住所にワインを持参したが、買主がその受領を拒んだ場合において、その後そのワインが買主の過失により滅失したときは、買主は、ワインの代金債務を免れない。

⊗ エ. 売主が債務の本旨に従って買主の住所にワインを持参したが、買主がその受領を拒んだ場合には、その1週間後に売主が買主に対してワインの代金の支払を求めてきたときであっても、買主は、ワインの引渡しとの同時履行の抗弁を主張することができない。

○ オ. 買主があらかじめワインの受領を拒んでいる場合において、売主が弁済の準備をしたことを買主に通知してその受領を催告したときは、売主は、約定の期日に買主の住所にワインを持参しなくても、ワインの引渡債務の不履行を理由とする損害賠償責任を負わない。

1. アウ 2. アエ 3. イウ 4. イオ 5. エオ

売買に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア. 解約手付の授受された売買契約の買主は、自ら履行に着手した場合でも、売主が履行に着手するまでは、手付を放棄して売買契約の解除をすることができる。

イ. 甲土地の売買契約がAを売主、Bを買主として締結され、AからBに甲土地の引渡しが行われたが、甲土地がCの所有であった場合において、Aが甲土地の権利をCから取得してBに移転することができないことを理由にBが甲土地の売買契約を解除したときは、Bは、Aに対し、その解除までの間の甲土地の使用利益を返還しなければならない。

ウ. 建物とその敷地の賃借権とが売買契約の目的とされた場合には、敷地に欠陥があり、賃貸人がその欠陥について修繕義務を負担するときであっても、買主は、売主に対し、その欠陥が売買の目的物の種類・品質に関する契約不適合に該当することを理由として担保責任を追及することができる。(問改)

エ. 売買契約の目的物の種類・品質に関する契約不適合がある場合において、買主がその不適合があることを知った時から1年以内に不適合に関する通知をしたときは、その時点で買主が目的物の引渡しを受けた時から10年を経過していたときであっても、その損害賠償請求権につき消滅時効は完成しない。(問改)

オ. 建物の競売の手続が開始され、借地権の存在を前提として建物の売却が実施されたことが明らかであるにもかかわらず、実際には建物の買受人が代金を納付した時点において借地権が存在しなかったことにより、建物の買受人がその目的を達することができず、かつ、債務者が無資力であるときは、建物の買受人は、強制競売による建物の売買契約を解除した上、売却代金の配当を受けた債権者に対し、その代金の返還を請求することができる。(問改)

1. アイ 2. アオ 3. イウ 4. ウエ 5. エオ

- 売買に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。
- ア. 解約手付の授受された売買契約の買主は、自ら履行に着手した場合でも、売主が履行に着手するまでは、手付を放棄して売買契約の解除をすることができる。
- イ. 甲土地の売買契約がAを売主、Bを買主として締結され、AからBに甲土地の引渡しがされたが、甲土地がCの所有であった場合において、Aが甲土地の権利をCから取得してBに移転することができないことを理由にBが甲土地の売買契約を解除したときは、Bは、Aに対し、その解除までの間の甲土地の使用利益を返還しなければならない。
- ウ. 建物とその敷地の賃借権とが売買契約の目的とされた場合には、敷地に欠陥があり、賃貸人がその欠陥について修繕義務を負担するときであっても、買主は、売主に対し、その欠陥が売買の目的物の種類・品質に関する契約不適合に該当することを理由として担保責任を追及することができる。(問改)
- エ. 売買契約の目的物の種類・品質に関する契約不適合がある場合において、買主がその不適合があることを知った時から1年以内に不適合に関する通知をしたときは、その時点で買主が目的物の引渡しを受けた時から10年を経過していたときであっても、その損害賠償請求権につき消滅時効は完成しない。(問改)
- オ. 建物の競売の手続が開始され、借地権の存在を前提として建物の売却が実施されたことが明らかであるにもかかわらず、実際には建物の買受人が代金を納付した時点において借地権が存在しなかったことにより、建物の買受人がその目的を達することができず、かつ、債務者が無資力であるときは、建物の買受人は、強制競売による建物の売買契約を解除した上、売却代金の配当を受けた債権者に対し、その代金の返還を請求することができる。(問改)
1. イ 2. オ 3. イウ 4. ウエ 5. エオ

A所有の甲土地をBがCに対して売り渡す旨の契約（以下「本件売買契約」という。）が締結された場合に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア. 本件売買契約が締結された時に、Aが甲土地を他の者に譲渡する意思がなく、BがAから甲土地の所有権を取得することができない場合であっても、本件売買契約は有効に成立する。

イ. Bが死亡し、AがBを単独で相続したときは、Aは、Cに対し、甲土地の売主としての履行を拒むことはできない。

ウ. Cが甲土地の引渡しをBから受けるのと同時にBに対して甲土地の代金を支払ったが、Bが甲土地の所有権を取得することができなかったことから、Cは、本件売買契約を解除した。その後、CがAから甲土地の引渡しを請求されたときは、Cは、Bから甲土地の代金の返還を受けるまで、甲土地を留置することができる。

（エ. 本件売買契約が締結された時にBが甲土地の所有権がBに属しないことを知らず、Cが甲土地の所有権がBに属しないことを知っていた場合において、Bが甲土地の所有権を取得してCに移転することができないときは、Bは、Cに対し、甲土地の所有権を移転することができない旨を通知して、本件売買契約を解除することができる。）問題不相当

オ. Cが本件売買契約の締結時に甲土地の所有権がBに属しないことを知らなかった場合において、Bが甲土地の所有権を取得してCに移転することができないときは、Cは、甲土地の所有権がBに属しないことを知った時から1年以内に通知しない限り、本件売買契約を解除することができる。（問改）

1. アウ 2. アエ 3. イウ 4. イオ 5. エオ

A所有の甲土地をBがCに対して売り渡す旨の契約（以下「本件売買契約」という。）が締結された場合に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

○ ア. 本件売買契約が締結された時に、Aが甲土地を他の者に譲渡する意思がなく、BがAから甲土地の所有権を取得することができない場合であっても、本件売買契約は有効に成立する。

✕ イ. Bが死亡し、AがBを単独で相続したときは、Aは、Cに対し、甲土地の売主としての履行を拒むことはできない。

✕ ウ. Cが甲土地の引渡しをBから受けるのと同時にBに対して甲土地の代金を支払ったが、Bが甲土地の所有権を取得することができなかつたことから、Cは、本件売買契約を解除した後、CがAから甲土地の引渡しを請求されたときは、Cは、Bから甲土地の代金の返還を受けるまで、甲土地を留置することができる。

（エ. 本件売買契約が締結された時にBが甲土地の所有権がBに属しないことを知らず、Cが甲土地の所有権がBに属しないことを知っていた場合において、Bが甲土地の所有権を取得してCに移転することができないときは、Bは、Cに対し、甲土地の所有権を移転することができない旨を通知して、本件売買契約を解除することができる。）問題不相当

✕ オ. Cが本件売買契約の締結時に甲土地の所有権がBに属しないことを知らなかつた場合において、Bが甲土地の所有権を取得してCに移転することができないときは、Cは、甲土地の所有権がBに属しないことを知った時から1年以内に通知しない限り、本件売買契約を解除することができる。（問改）

1. アウ 2. アエ 3. イウ 4. イオ 5. エオ

AとBは、平成31年4月1日、A所有の中古自転車（以下「甲」という。）を、同月10日引渡し、同月20日代金支払の約定でBに売却する旨の売買契約を締結した。この事例に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア. 甲は、平成31年4月8日、Bの責めに帰すべき事由により滅失した。この場合において、AがBに対して同月20日に代金の支払を請求したときは、Bは、この請求を拒むことができない。

解答不能（イ. Aは、Bに対し、平成31年4月10日、甲を引き渡したが、甲には売買契約の締結前から隠れた瑕疵があった。この場合において、その瑕疵の存在により契約をした目的を達することができないときは、Bは、売買契約を解除することができる。）

ウ. Aは、Bに対し、平成31年4月10日、甲を引き渡したが、Bは、同月20日を経過しても代金を支払わず、同月21日、事情を知らないCに甲を売却し、引き渡した。この場合において、Aが相当の期間を定めて催告してもBが代金を支払わないときは、Aは、Bとの間の売買契約を解除し、Cに対し、甲の返還を求めることができる。

エ. AがBに約定どおり甲を引き渡さなかったことから、Bは、Aに対し、平成31年4月21日、代金につき弁済の提供をしないまま、甲の引渡しを求めた。この場合、Aは、Bに対し、同時履行の抗弁権を主張して、Bからの引渡請求を拒むことができる。

オ. Aは、Bに対し、平成31年4月25日、甲を引き渡したが、Bは、Aに対し、その後も代金を支払っていない。この場合、Aは、Bに対し、甲の代金及び同月21日からの利息の支払を求めることができる。

1. アウ
2. アエ
3. イエ
4. イオ
5. ウオ

R01-24 売買契約

MN3420 A

✕ AとBは、平成31年4月1日、A所有の中古自転車（以下「甲」という。）を、同月10日引渡し、同月20日代金支払の約定でBに売却する旨の売買契約を締結した。この事例に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

○ ア. 甲は、平成31年4月8日、Bの責めに帰すべき事由により滅失した。この場合において、AがBに対して同月20日に代金の支払を請求したときは、Bは、この請求を拒むことができない。

解答不能（イ. Aは、Bに対し、平成31年4月10日、甲を引き渡したが、甲には売買契約の締結前から隠れた瑕疵があった。この場合において、その瑕疵の存在により契約をした目的を達することができないときは、Bは、売買契約を解除することができる。）

✕ ウ. Aは、Bに対し、平成31年4月10日、甲を引き渡したが、Bは、同月20日を経過しても代金を支払わず、同月21日、事情を知らないCに甲を売却し、引き渡した。この場合において、Aが相当の期間を定めて催告してもBが代金を支払わないときは、Aは、Bとの間の売買契約を解除し、Cに対し、甲の返還を求めることができる。

○ エ. AがBに約定どおり甲を引き渡さなかったことから、Bは、Aに対し、平成31年4月21日、代金につき弁済の提供をしないまま、甲の引渡しを求めた。この場合、Aは、Bに対し、同時履行の抗弁権を主張して、Bからの引渡請求を拒むことができる。

✕ オ. Aは、Bに対し、平成31年4月25日、甲を引き渡したが、Bは、Aに対し、その後も代金を支払っていない。この場合、Aは、Bに対し、甲の代金及び同月21日からの利息の支払を求めることができる。

1. アウ 2. アエ 3. イエ 4. イオ 5. ウオ

AとBは、Aが所有する骨董品甲をBに100万円で売却する旨の売買契約を締結した。この事例に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア. 売買契約の締結後、Bが代金100万円を支払ったが、引渡期日前に、AがBに対して甲を引き渡すつもりは全くないと告げ、Bの働きかけにもかかわらず翻意しないときは、Bは、引渡期日の到来を待つことなく、Aに対し、債務の履行に代わる損害の賠償を請求することができる。

イ. 売買契約の締結の前日に甲が焼失していたときは、当該売買契約は効力を生じない。

ウ. 売買契約の締結後、Bが代金100万円を支払ったが、Aが甲をBに引き渡す前に、甲がBの責めに帰すべき事由により焼失した場合において、Aが甲の焼失による損害をてん補するために支払われる損害保険金70万円を得たときは、Bは、Aに対し、70万円の支払を請求することができる。

エ. 売買契約の締結後、Aが甲をBに引き渡す前に、甲が第三者の失火により焼失したときは、Bの代金支払債務は当然に消滅する。

オ. Aが引渡期日に甲の引渡しの提供をしたところ、Bが正当な理由なく受領を拒絶したため、Aの下で甲を保管中に、Aの重過失により甲が滅失したときは、Bは、代金の支払を拒むことができない。

1. アウ
2. アエ
3. イウ
4. イオ
5. エオ

R02-15 売買契約の締結後の事情

MN3422 B

AとBは、Aが所有する骨董品甲をBに100万円で売却する旨の売買契約を締結した。この事例に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- ア. 売買契約の締結後、Bが代金100万円を支払ったが、引渡期日前に、AがBに対して甲を引き渡すつもりは全くないと告げ、Bの働きかけにもかかわらず翻意しないときは、Bは、引渡期日の到来を待つことなく、Aに対し、債務の履行に代わる損害の賠償を請求することができる。
- ✕ イ. 売買契約の締結の前日に甲が焼失していたときは、当該売買契約は効力を生じない。
- ウ. 売買契約の締結後、Bが代金100万円を支払ったが、Aが甲をBに引き渡す前に、甲がBの責めに帰すべき事由により焼失した場合において、Aが甲の焼失による損害をてん補するために支払われる損害保険金70万円を得たときは、Bは、Aに対し、70万円の支払を請求することができる。
- ✕ エ. 売買契約の締結後、Aが甲をBに引き渡す前に、甲が第三者の失火により焼失したときは、Bの代金支払債務は当然に消滅する。
- ✕ オ. Aが引渡期日に甲の引渡しの提供をしたところ、Bが正当な理由なく受領を拒絶したため、Aの下で甲を保管中に、Aの重過失により甲が滅失したときは、Bは、代金の支払を拒むことができない。

① アウ ② アエ ③ イウ ④ イオ ⑤ エオ

不動産の売買契約と同時にされた買戻しの特約に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- ア. 買戻しの期間は、10年を超えることができない。
- イ. 買戻しの特約において、その期間を定めたときであっても、後日これを伸長することができる。
- ウ. 売買契約と同時に買戻しの特約を登記したときは、買戻しは、第三者に対抗することができる。(問改)
- エ. 売主は、買戻しの特約により、買主が支払った代金及び契約の費用(別段の合意をした場合はその合意により定めた金額)を返還して、売買の解除をすることができる。(問改)
- オ. 売主が買戻しの実行をしたときは、買主は、売買契約締結後買戻しの実行までの間に取得した果実を売主に返還しなければならない。

1. アイ 2. アウ 3. イオ 4. ウエ 5. エオ

X 不動産の売買契約と同時にされた買戻しの特約に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

○ア. 買戻しの期間は、10年を超えることができない。

X イ. 買戻しの特約において、その期間を定めたときであっても、後日これを伸長することができる。

○ウ. 売買契約と同時に買戻しの特約を登記したときは、買戻しは、第三者に対抗することができる。(問改)

○エ. 売主は、買戻しの特約により、買主が支払った代金及び契約の費用(別段の合意をした場合はその合意により定めた金額)を返還して、売買の解除をすることができる。(問改)

X オ. 売主が買戻しの実行をしたときは、買主は、売買契約締結後買戻しの実行までの間に取得した果実を売主に返還しなければならない。

1. アイ 2. アウ ③. イオ 4. ウエ 5. エオ

消費貸借に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものを2個選びなさい。

1. 消費貸借は、金銭でない物を目的としてすることができる。
2. 無利息の金銭消費貸借は、書面でしなければ、その効力を生じない。
3. 返還の時期が暦日である確定期限で定められた場合、貸主が目的物の返還を請求する訴訟において、原告は、その期限の到来を主張する必要があるが、暦日の到来は顕著な事実であるから証明することを要しない。
4. 消費貸借により貸し渡された金銭の返還義務を目的として準消費貸借をすることは許されない。(問改)
5. 消費貸借の予約は、その後に当事者の一方が破産手続開始の決定を受けたときは、その効力を失う。

消費貸借に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものを2個選びなさい。

- 1. 消費貸借は、金銭でない物を目的としてすることができる。
- 2. 無利息の金銭消費貸借は、書面でしなければ、その効力を生じない。
- 3. 返還の時期が暦日である確定期限で定められた場合、貸主が目的物の返還を請求する訴訟において、原告は、その期限の到来を主張する必要があるが、暦日の到来は顕著な事実であるから証明することを要しない。
- 4. 消費貸借により貸し渡された金銭の返還義務を目的として準消費貸借をすることは許されない。(問改)
- 5. 消費貸借の予約は、その後に当事者の一方が破産手続開始の決定を受けたときは、その効力を失う。

民法上の金銭消費貸借に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- ア. 金銭消費貸借の予約は、書面によらなければならない。
- イ. 貸主が借主の指示する第三者に金銭を交付した場合であっても、金銭消費貸借は効力を生ずる。
- ウ. 金銭消費貸借において、反対の意思の表示がない限り、貸主は法定利率による利息を請求することができる。
- エ. 金銭消費貸借において貸主が利息を請求することができる場合、借主は、特約のない限り、元本を受け取った日を含めて利息を支払わなければならない。
- オ. 金銭消費貸借において、返還場所に関する合意をしなかった場合には、借主は貸主の現在の住所に弁済金を持参して返還をしなければならない。

1. アウ 2. アエ 3. イウ 4. イオ 5. エオ

H30-23K 金銭消費貸借

MN3460 A

民法上の金銭消費貸借に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア. 金銭消費貸借の予約は、書面によらなければならない。

イ. 貸主が借主の指示する第三者に金銭を交付した場合であっても、金銭消費貸借は効力を生ずる。

ウ. 金銭消費貸借において、反対の意思の表示がない限り、貸主は法定利率による利息を請求することができる。

エ. 金銭消費貸借において貸主が利息を請求することができる場合、借主は、特約のない限り、元本を受け取った日を含めて利息を支払わなければならない。

オ. 金銭消費貸借において、返還場所に関する合意をしなかった場合には、借主は貸主の現在の住所に弁済金を持参して返還をしなければならない。

① アウ 2. アエ 3. イウ 4. イオ 5. エオ

Aは、Bとの間で、Aが所有する甲建物をBに使用させる旨の使用貸借契約を締結した。この場合におけるA B間の法律関係について述べた次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア. Bは、Aの承諾がなくても、甲建物を第三者に使用させることができる。

イ. A B間の使用貸借契約が書面によるものでないときは、Aは、甲建物をBに引き渡すまでは、いつでもその契約を解除することができる。

ウ. Bは、甲建物について通常に必要な費を支出したときは、その必要費をAに請求することができる。

エ. A B間の使用貸借契約は、Bが展示会乙を開催することを目的とするものであった場合には、貸借期間を合意で決めていなかったとしても、展示会乙の会場としての使用を終えることによって終了する。

オ. Bは、甲建物を使用するに当たり、その壁面に取り外しができる棚を造り付けた。Bは、使用貸借契約が終了したときは、その取り外しに過分の費用を要するのではない限り、その棚を収去しなければならない。

1. アウ 2. アオ 3. イエ 4. イオ 5. ウエ

R03-25 使用貸借

MN3501 A

Aは、Bとの間で、Aが所有する甲建物をBに使用させる旨の使用貸借契約を締結した。この場合におけるA B間の法律関係について述べた次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- ア. Bは、Aの承諾がなくても、甲建物を第三者に使用させることができる。
- イ. A B間の使用貸借契約が書面によるものでないときは、Aは、甲建物をBに引き渡すまでは、いつでもその契約を解除することができる。
- ウ. Bは、甲建物について通常の必要費を支出したときは、その必要費をAに請求することができる。
- エ. A B間の使用貸借契約は、Bが展示会乙を開催することを目的とするものであった場合には、貸借期間を合意で決めていなかったとしても、展示会乙の会場としての使用を終えることによって終了する。
- オ. Bは、甲建物を使用するに当たり、その壁面に取り外しができる棚を造り付けた。/ Bは、使用貸借契約が終了したときは、その取り外しに過分の費用を要するのでない限り、その棚を収去しなければならない。

1. アウ 2. アオ 3. イエ 4. イオ 5. ウエ

不動産の賃貸借に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア. 所有者の承諾を得ずにされた他人物賃貸借の賃借人は、後日、所有者からその明渡しの請求を受けたときは、それ以後、賃貸人に対して賃料の支払を拒むことができる。

イ. 対抗力のある賃借権を有する賃借人は、賃貸人の承諾を得ずに賃借権を第三者に譲渡し、又は賃借物を第三者に転貸することができる。

ウ. 対抗力のある賃借権が設定された不動産の譲渡がされた場合において、新所有者が旧所有者の賃貸人としての地位を承継するには、賃借人に対して承継の通知をしなければならない。

エ. 賃貸人が賃借人の意思に反して保存行為をしようとする場合において、そのために賃借人が賃借をした目的を達することができなくなるときは、賃借人は、契約の解除をすることができる。

オ. 賃貸借は、賃貸人の死亡又は賃借人の死亡のいずれの場合であっても、当然には終了しない。

1. アイ 2. アオ 3. イウ 4. ウエ 5. エオ

✕ 不動産の賃貸借に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- ア. 所有者の承諾を得ずにされた他人物賃貸借の賃借人は、後日、所有者からその明渡しの請求を受けたときは、それ以後、賃貸人に対して賃料の支払を拒むことができる。
- ✕ イ. 対抗力のある賃借権を有する賃借人は、賃貸人の承諾を得ずに賃借権を第三者に譲渡し、又は賃借物を第三者に転貸することができる。
- ✕ ウ. 対抗力のある賃借権が設定された不動産の譲渡がされた場合において、新所有者が旧所有者の賃貸人としての地位を承継するには、賃借人に対して承継の通知をしなければならない。
- エ. 賃貸人が賃借人の意思に反して保存行為をしようとする場合において、そのために賃借人が賃借をした目的を達することができなくなるときは、賃借人は、契約の解除をすることができる。
- オ. 賃貸借は、賃貸人の死亡又は賃借人の死亡のいずれの場合であっても、当然には終了しない。

1. アイ 2. アオ 3. イウ 4. ウエ 5. エオ

資材置場とするためにされた建物所有を目的としない土地の賃貸借に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- ア. 賃貸借は、書面でしなければ、その効力を生じない。
- イ. 賃貸借の存続期間は、50年を超えることができない。(問改)
- ウ. 当事者が賃貸借の期間を定めた場合であっても、賃貸人がその期間内に解約をする権利を合意により留保したときは、賃貸人は、いつでも解約の申入れをすることができる。
- エ. 賃貸借の期間が満了した後賃借人が土地の使用を継続する場合において、賃貸人がこれを知りながら異議を述べないときは、従前の賃貸借と同一の条件で更に賃貸借をしたものと推定される。
- オ. 賃貸借の期間を定めなかった場合において、当事者が解約の申入れをしたときは、賃貸借は、解約申入れの意思表示が相手方に到達した時に終了する。

1. アイ 2. アオ 3. イエ 4. ウエ 5. ウオ

X 資材置場とするためにされた建物所有を目的としない土地の賃貸借に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

X ア. 賃貸借は、書面でしなければ、その効力を生じない。

O イ. 賃貸借の存続期間は、50年を超えることができない。(問改)

O ウ. 当事者が賃貸借の期間を定めた場合であっても、賃貸人がその期間内に解約をする権利を合意により留保したときは、賃貸人は、いつでも解約の申入れをすることができる。

O エ. 賃貸借の期間が満了した後賃借人が土地の使用を継続する場合において、賃貸人がこれを知りながら異議を述べないときは、従前の賃貸借と同一の条件で更に賃貸借をしたものと推定される。

X オ. 賃貸借の期間を定めなかった場合において、当事者が解約の申入れをしたときは、賃貸借は、解約申入れの意思表示が相手方に到達した時に終了する。

1. アイ 2. アオ 3. イエ 4. ウエ 5. ウオ

賃貸借に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア. 処分権を有しない者は、短期賃貸借の存続期間を超える賃貸借をすることはできない。

イ. 賃貸物である不動産が譲渡された場合、譲渡人と譲受人との間で賃貸人たる地位を譲受人に移転させる旨の合意をしても、賃借人の承諾がなければ、賃貸人たる地位を譲受人に移転させることはできない。

ウ. 不動産賃貸借の対抗要件を備えた賃借人は、その不動産を第三者が正当な権原なく占有しているときには、その第三者に対して返還の請求をすることができる。

エ. 耕作を目的とする土地の賃借人は、不可抗力によって賃料より少ない収益しか得られなかったときであっても、賃料の減額を請求することはできない。

オ. 賃借物の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、賃貸借はこれによって終了する。

1. アウ 2. アエ 3. イエ 4. イオ 5. ウオ

賃貸借に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- ア. 処分の権限を有しない者は、短期賃貸借の存続期間を超える賃貸借をすることはできない。
- イ. 賃貸物である不動産が譲渡された場合、譲渡人と譲受人との間で賃貸人たる地位を譲受人に移転させる旨の合意をしても、賃借人の承諾がなければ、賃貸人たる地位を譲受人に移転させることはできない。
- ウ. 不動産賃貸借の対抗要件を備えた賃借人は、その不動産を第三者が正当な権原なく占有しているときには、その第三者に対して返還の請求をすることができる。
- エ. 耕作を目的とする土地の賃借人は、不可抗力によって賃料より少ない収益しか得られなかったときであっても、賃料の減額を請求することはできない。
- オ. 賃借物の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、賃貸借はこれによって終了する。

1. アウ 2. アエ 3. イエ 4. イオ 5. ウオ

地上権及び土地賃借権に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- ア. 地上権と土地賃借権は、いずれも抵当権の目的とすることができない。
- イ. 土地所有者は、地上権者に対し、土地を使用に適する状態にする義務を負わないが、賃貸人は、賃借人に対し、土地を使用に適する状態にする義務を負う。
- ウ. 地上権者は、土地所有者の承諾を得ることなく地上権を第三者に譲渡することができるが、賃借人は、賃貸人の承諾又はそれに代わる裁判所の許可を得なければ、土地賃借権を譲渡することができない。
- エ. 判例によれば、地上権は時効により取得できるが、土地賃借権は時効により取得できない。
- オ. 土地について有益費を支出し、その価格の増加が現存する場合において、地上権者と賃借人は、いずれも、その選択に従い、支出した金額又は増価額の償還を土地所有者に請求することができる。

1. アウ 2. アエ 3. イウ 4. イオ 5. エオ

H28-35 地上権と土地賃借権

MN3650 A

地上権及び土地賃借権に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- ア. 地上権と土地賃借権は、いずれも抵当権の目的とすることができない。
- イ. 土地所有者は、地上権者に対し、土地を使用に適する状態にする義務を負わないが、賃借人は、賃借人に対し、土地を使用に適する状態にする義務を負う。
- ウ. 地上権者は、土地所有者の承諾を得ることなく地上権を第三者に譲渡することができるが、 賃借人は、賃借人の承諾又はそれに代わる裁判所の許可を得なければ、土地賃借権を譲渡することができない。
- エ. 判例によれば、地上権は時効により取得できるが、土地賃借権は時効により取得できない。
- オ. 土地について有益費を支出し、その価格の増加が現存する場合において、地上権者と賃借人は、いずれも、その選択に従い、支出した金額又は増価額の償還を土地所有者に請求することができる。

1. ~~アウ~~ 2. ~~アエ~~ 3. イウ 4. イオ 5. ~~エオ~~

賃貸借及び使用貸借に関する次の1から4までの各記述のうち、使用貸借にのみ当てはまるものはどれか。なお、本問において、賃貸借の賃貸人及び使用貸借の貸主は、いずれも「貸主」といい、賃貸借の賃借人及び使用貸借の借主は、いずれも「借主」という。

1. 借主は、目的物の通常必要費を負担する。
2. 借主は、契約又はその目的物の性質によって定まった用法に従い、目的物の使用及び収益をしなければならない。
3. 貸主が死亡した場合、契約は当然に終了する。
4. 借主は、契約が終了した場合、目的物を原状に復さなければならないが、借主が目的物に附属させた物を収去するには、貸主の同意を得る必要がある。

H27-24K 賃貸借と使用貸借

MN3660 A

賃貸借及び使用貸借に関する次の1から4までの各記述のうち、使用貸借にのみ当てはまるものはどれか。なお、本問において、賃貸借の賃貸人及び使用貸借の貸主は、いずれも「貸主」といい、賃貸借の賃借人及び使用貸借の借主は、いずれも「借主」という。

- ①. 借主は、目的物の通常の必要費を負担する。
- ②. 借主は、契約又はその目的物の性質によって定まった用法に従い、目的物の使用及び収益をしなければならぬ。
- ③. 貸主が死亡した場合、契約は当然に終了する。
- ④. 借主は、契約が終了した場合、目的物を原状に復さなければならないが、借主が目的物に附属させた物を収去するには、貸主の同意を得る必要がある。

H27-23 賃貸借と消費貸借

MN3670 A

賃貸借契約及び消費貸借契約に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

○ ア. 賃貸借契約において賃貸人が目的物の所有者である場合、その目的物の所有権は賃借人に移転しないが、消費貸借契約において貸主が目的物の所有者である場合、その目的物の所有権は借主に移転する。

✕ イ. 賃貸借契約は、諾成契約であるから、当事者間の合意によって成立するが、消費貸借契約は、要物契約であるから、当事者間で、当事者の一方が金銭その他の物を引き渡すことを約し、相手方がその引渡しを受けた物と種類、品質及び数量の同じ物をもって返還することを約したとしても、その合意は無効である。

○ ウ. 賃貸借契約における賃料の支払時期も、利息付きの消費貸借契約における利息の支払時期も、当事者の合意により自由に定めることができる。

✕ エ. 賃貸借契約において当事者が期間を定めなかった場合に貸主が解約の申入れをしたときは、借主は、法定の期間内は目的物を返還しなくても遅滞の責任を負わないが、消費貸借契約において当事者が返還の時期を定めなかった場合に貸主が返還を請求したときは、借主は、直ちに目的物を返還しなければ遅滞の責任を負う。

✕ オ. 賃貸借契約において当事者が期間を定めなかった場合、借主はいつでも解約の申入れをすることができるが、消費貸借契約において当事者が返還の時期を定めなかった場合、無利息の消費貸借契約のときに限り、借主はいつでも解約の申入れをすることができる。

- 1. アウ 2. アエ 3. イエ 4. イオ 5. ウオ

Aは、Bに対し、Aの所有する甲建物を賃料月額10万円で賃貸し、甲建物をBに引き渡した。その後、Bは、Cに対し、甲建物を賃料月額12万円で賃貸し、甲建物をCに引き渡した。この事例に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア. AがBC間の賃貸借を承諾していた場合、Aは、Cに対し、甲建物の賃料として月額12万円の支払を請求することができる。

イ. AがBC間の賃貸借を承諾していた場合、Cは、甲建物の修繕を直接Aに対し請求することができない。

ウ. AがBC間の賃貸借を承諾していた場合において、AがBとの間で甲建物の賃貸借を合意解除したときは、Aは、Cに対し、甲建物の明渡しを請求することができる。

エ. AがBC間の賃貸借を承諾していなかった場合において、AB間の賃貸借が終了したときは、Aは、Cに対し、所有権に基づく甲建物の明渡しを請求することはできるが、AB間の賃貸借の終了に基づく甲建物の明渡しを請求することはできない。

オ. AがBC間の賃貸借を承諾していなかった場合、Aは、当然にAB間の賃貸借を解除することができる。

1. アイ 2. アオ 3. イエ 4. ウエ 5. ウオ

Aは、Bに対し、Aの所有する甲建物を賃料月額10万円で賃貸し、甲建物をBに引き渡した。その後、Bは、Cに対し、甲建物を賃料月額12万円で賃貸し、甲建物をCに引き渡した。この事例に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- ア. AがBC間の賃貸借を承諾していた場合、Aは、Cに対し、甲建物の賃料として月額12万円の支払を請求することができる。
- イ. AがBC間の賃貸借を承諾していた場合、Cは、甲建物の修繕を直接Aに対し請求することができない。
- ウ. AがBC間の賃貸借を承諾していた場合において、AがBとの間で甲建物の賃貸借を合意解除したときは、Aは、Cに対し、甲建物の明渡しを請求することができる。
- エ. AがBC間の賃貸借を承諾していなかった場合において、 AB間の賃貸借が終了したときは、Aは、Cに対し、所有権に基づく甲建物の明渡しを請求することはできるが、 AB間の賃貸借の終了に基づく甲建物の明渡しを請求することはできない。
- オ. AがBC間の賃貸借を承諾していなかった場合、Aは、当然にAB間の賃貸借を解除することができる。

1. アイ 2. アオ 3. イエ 4. ウエ 5. ウオ

賃貸借に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア．賃貸不動産が譲渡され、その不動産の賃貸人たる地位がその譲受人に移転したときは、譲渡人が負っていた賃借人に対する費用の償還に係る債務は、譲受人が承継する。

イ．賃貸人は、賃借人の責めに帰すべき事由によって賃貸物の使用及び収益のために修繕が必要となったときであっても、その修繕をする義務を負う。

ウ．賃借物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが賃借人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、賃料は、その使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて、減額される。

エ．賃借人が適法に賃借物を転貸し、その後、賃貸人が賃借人との間の賃貸借を合意により解除した場合、賃貸人は、その解除の当時、賃借人の債務不履行による解除権を有していたときであっても、その合意解除をもって転借人に対抗することはできない。

オ．賃貸借が終了した場合、賃借人は、通常の使用及び収益によって生じた賃借物の損耗については、原状に復する義務を負わない。

1. アウ 2. アエ 3. イエ 4. イオ 5. ウオ

X 賃貸借に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- ア. 賃貸不動産が譲渡され、その不動産の賃貸人たる地位がその譲受人に移転したときは、譲渡人が負っていた賃借人に対する費用の償還に係る債務は、譲受人が承継する。
- X イ. 賃貸人は、賃借人の責めに帰すべき事由によって賃貸物の使用及び収益のために修繕が必要となったときであっても、その修繕をする義務を負う。
- ウ. 賃借物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合に、それが賃借人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、賃料は、その使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて、減額される。
- Q エ. 賃借人が適法に賃借物を転貸し、その後、賃貸人が賃借人との間の賃貸借を合意により解除した場合、賃貸人は、その解除の当時、賃借人の債務不履行による解除権を有していたときであっても、その合意解除をもって転借人に対抗することはできない。
- Q オ. 賃貸借が終了した場合、賃借人は、通常の使用及び収益によって生じた賃借物の損耗については、原状に復する義務を負わない。

1. ~~アウ~~ 2. アエ 3. イエ 4. ~~イオ~~ 5. ~~ウオ~~

請負に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- ア. 請負人は、仕事の目的物の引渡しを要する場合には、これを引き渡した後でなければ、報酬を請求することができない。
- イ. 請負人が仕事の目的物を引き渡した場合において、その目的物に種類・品質に関する契約不適合があり、注文者が不適合の修補に代わる損害賠償を請求したときは、注文者は、その賠償を受けるまでは報酬全額の支払を拒むことができる。(問改)
- ウ. 建築請負の目的物である建物に重大な欠陥があつて建て替えるほかはない場合であっても、注文者は、請負人に対し、建物の建替えに要する費用相当額の損害賠償を請求することはできない。(問改)
- エ. 請負人の担保責任の存続期間は、これを契約で伸長することができない。
- オ. 請負人が仕事を完成しない間は、注文者は、いつでも損害を賠償して契約の解除をすることができるが、契約の目的である仕事の内容が可分である場合において、請負人が既に仕事の一部を完成させており、その完成部分が注文者にとって有益なものであるときは、(未完成部分に限り)、契約を解除することができる。

1. アウ 2. アエ 3. イエ 4. イオ 5. ウオ

請負人の担保責任に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア. 仕事の目的物に契約不適合がある場合において、その修補に過分の費用を要するときは、注文者は、請負人に対し、不適合の修補を請求することができない。(問改)

イ. 仕事の目的物に契約不適合があり、その修補を請求することができる場合であっても、注文者は、請負人に対し、修補に代わる損害賠償を請求することができる。(問改)

ウ. 仕事の目的物の契約不適合が注文者の与えた指図によって生じたときは、請負人は、その指図が不適合であることを知りながら注文者に告げなかったときであっても、担保責任を負わない。(問改)

エ. 建物の建築の請負において、注文者による修補の請求は、建物が完成した時から1年以内に行なければならない。(問改)

オ. 請負人は、担保責任を負わない旨の特約をしたときであっても、知りながら告げなかった事実については、その責任を免れない。(問改)

1. アイ 2. アオ 3. イウ 4. ウエ 5. エオ

請負人の担保責任に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- ア. 仕事の目的物に契約不適合がある場合において、その修補に過分の費用を要するときは、注文者は、請負人に対し、不適合の修補を請求することができない。(問改)
- イ. 仕事の目的物に契約不適合があり、その修補を請求することができる場合であっても、注文者は、請負人に対し、修補に代わる損害賠償を請求することができる。(問改)
- ウ. 仕事の目的物の契約不適合が注文者の与えた指図によって生じたときは、請負人は、その指図が不適合であることを知りながら注文者に告げなかったときであっても、担保責任を負わない。(問改)
- エ. 建物の建築の請負において、注文者による修補の請求は、建物が完成した時から1年以内に行なければならない。(問改)
- オ. 請負人は、担保責任を負わない旨の特約をしたときであっても、知りながら告げなかった事実については、その責任を免れない。(問改)

1. アイ 2. アオ 3. イウ 4. ウエ 5. エオ

委任に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア. 無償委任の受任者は、自己のためにするのと同じの注意をもって、委任事務を処理しなければならない。

イ. 受任者は、いつでも、第三者に委任事務の処理を委託することができる。

ウ. 受任者は、委任事務を処理するのに必要と認められる費用を支出したときは、委任者に対し、その費用及び支出の日以後におけるその利息の償還を請求することができる。

エ. 委任は、受任者が後見開始の審判を受けたときは、終了する。

オ. 受任者は、やむを得ない事由がなければ、委任契約を解除することができない。

1. アイ
2. アオ
3. イウ
4. ウエ
5. エオ

委任に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- ~~ア~~．無償委任の受任者は、自己のためにするのと同一の注意をもって、委任事務を処理しなければならない。
- ~~イ~~．受任者は、いつでも、第三者に委任事務の処理を委託することができる。
- ~~ウ~~．受任者は、委任事務を処理するのに必要と認められる費用を支出したときは、委任者に対し、その費用及び支出の日以後におけるその利息の償還を請求することができる。
- ~~エ~~．委任は、受任者が後見開始の審判を受けたときは、終了する。
- ~~オ~~．受任者は、やむを得ない事由がなければ、委任契約を解除することができない。

1. アイ 2. アオ 3. イウ 4. ウエ 5. エオ

委任に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア. 委任を解除した者は、その解除の時期にかかわらず、相手方に対する損害賠償責任を負わない。

イ. 法律行為でない事務の委託については、法律行為の委任に関する民法の規定は準用されない。

ウ. 受任者は、委任事務を処理するのに必要な費用につき、その費用を支払った後でなければ、これを委任者に請求することはできない。

エ. 委任者が死亡しても委任が終了しないこととする当事者間の特約がある場合、委任は、委任者が死亡しても当然には終了しない。

オ. 委任者が破産手続開始の決定を受けたことによって委任が終了した場合には、委任者は、破産手続開始の決定を受けたことを受任者に通知したとき、又は受任者が破産手続開始決定の事実を知っていたときでなければ、受任者に対し、委任の終了を主張することができない。

1. アイ 2. アオ 3. イウ 4. ウエ 5. エオ

○ 委任に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- ~~×~~ ア. 委任を解除した者は、その解除の時期にかかわらず、相手方に対する損害賠償責任を負わない。
- ~~×~~ イ. 法律行為でない事務の委託については、法律行為の委任に関する民法の規定は準用されない。
- ~~×~~ ウ. 受任者は、委任事務を処理するのに必要な費用につき、その費用を支払った後でなければ、これを委任者に請求することはできない。
- エ. 委任者が死亡しても委任が終了しないこととする当事者間の特約がある場合、委任は、委任者が死亡しても当然には終了しない。
- オ. 委任者が破産手続開始の決定を受けたことによって委任が終了した場合には、委任者は、破産手続開始の決定を受けたことを受任者に通知したとき、又は受任者が破産手続開始決定の事実を知っていたときでなければ、受任者に対し、委任の終了を主張することができない。

1. ~~ア~~ イ 2. ~~ア~~ オ 3. ~~イ~~ ウ 4. ~~ウ~~ エ 5. エ オ

寄託に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。なお、次のアからエまでの各記述の寄託は、消費寄託ではないものとする。

- ア. 受寄者は、無償で寄託を受けた場合には、自己の財産に対するのと同一の注意をもって、寄託物を保管すれば足りる。
- イ. 寄託者は、有償か無償かを問わず、過失なく寄託物の性質若しくは瑕疵を知らなかったとき、又は受寄者がこれを知っていたときを除いて、寄託物の性質又は瑕疵によって生じた損害を受寄者に賠償しなければならない。
- ウ. 受寄者は、寄託者の承諾を得なければ、寄託物を使用し、又は第三者にこれを保管させることができない。
- エ. 受寄者は、寄託物の返還時期の定めがあるときであっても、寄託者に対して返還する旨の通知をした後、相当の期間が経過すれば、返還時期の前に寄託物を返還することができる。
- オ. 消費寄託における寄託者は、寄託物の返還時期の定めがあるときであっても、いつでも寄託物の返還を請求することができる。

1. アイ 2. アオ 3. イエ 4. ウエ 5. ウオ (問改)

○ × 寄託に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。なお、次のアからエまでの各記述の寄託は、消費寄託ではないものとする。

- ア. 受寄者は、無償で寄託を受けた場合には、自己の財産に対するのと同一の注意をもって、寄託物を保管すれば足りる。
- イ. 寄託者は、有償か無償かを問わず、過失なく寄託物の性質若しくは瑕疵を知らなかったとき、又は受寄者がこれを知っていたときを除いて、寄託物の性質又は瑕疵によって生じた損害を受寄者に賠償しなければならない。
- × ウ. 受寄者は、寄託者の承諾を得なければ、寄託物を使用し、又は第三者にこれを保管させることができない。
- × エ. 受寄者は、寄託物の返還時期の定めがあるときであっても、寄託者に対して返還する旨の通知をした後、相当の期間が経過すれば、返還時期の前に寄託物を返還することができる。
- オ. 消費寄託における寄託者は、寄託物の返還時期の定めがあるときであっても、いつでも寄託物の返還を請求することができる。

1. アイ 2. アオ 3. イエ 4. ウエ 5. ウオ (問改)

寄託に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア．寄託は、当事者の一方がある物を保管することを相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずる。

イ．受寄者は、寄託者の承諾を得なくても、やむを得ない事由があるときは、寄託物を第三者に保管させることができる。

ウ．受寄者は、寄託物について権利を主張する第三者から訴えを提起された場合には、寄託者が既にこれを知っているときを除き、遅滞なくその事実を寄託者に通知しなければならない。

エ．当事者が寄託物の返還の時期を定めた場合には、寄託者は、その返還の時期が到来するまで寄託物の返還を請求することができない。

オ．複数の者が寄託した物の種類及び品質が同一である場合には、受寄者は、各寄託者の承諾を得なくても、これらを混合して保管することができる。

1. アイ 2. アウ 3. イエ 4. ウオ 5. エオ

寄託に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- ア. 寄託は、当事者の一方がある物を保管することを相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずる。
- イ. 受寄者は、寄託者の承諾を得なくても、やむを得ない事由があるときは、寄託物を第三者に保管させることができる。
- ウ. 受寄者は、寄託物について権利を主張する第三者から訴えを提起された場合には、寄託者が既にこれを知っているときを除き、遅滞なくその事実を寄託者に通知しなければならない。
- エ. 当事者が寄託物の返還の時期を定めた場合には、寄託者は、その返還の時期が到来するまで寄託物の返還を請求することができない。
- オ. 複数の者が寄託した物の種類及び品質が同一である場合には、受寄者は、各寄託者の承諾を得なくても、これらを混合して保管することができる。

1. アイ 2. アウ 3. イエ 4. ウオ 5. エオ



組合に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア. 組合員は、組合財産に属する金銭債権につき、その持分に応じて単独で権利を行使することができる。

イ. 組合の業務の決定は、業務執行者があるときであっても、組合員の過半数をもってする。

ウ. 組合の存続期間を定めた場合であっても、各組合員は、やむを得ない事由があるときは、脱退することができる。

エ. 組合の成立後に新たに加入した組合員は、その加入前に生じた組合の債務について弁済する責任を負わない。

オ. 組合員は、組合員の過半数の同意がある場合には、清算前に組合財産の分割を求めることができる。

1. アイ 2. アオ 3. イウ 4. ウエ 5. エオ

組合に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- ア. 組合員は、組合財産に属する金銭債権につき、その持分に応じて 単独で権利を行使することができる。
- イ. 組合の業務の決定は、業務執行者があるときであっても、組合員の過半数をもってする。
- ウ. 組合の存続期間を定めた場合であっても、各組合員は、やむを得ない事由があるときは、脱退することができる。
- エ. 組合の成立後に新たに加入した組合員は、その加入前に生じた組合の債務について弁済する責任を負わない。
- オ. 組合員は、組合員の過半数の同意がある場合には、清算前に組合財産の分割を求めることができる。

1. ~~アイ~~ 2. ~~アオ~~ 3. イウ 4. ウエ 5. エオ

組合に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- ア. 金銭を出資の目的とした場合には、その出資を怠った組合員は、その利息を支払うほか、損害の賠償をしなければならない。
- イ. 組合の債権者は、債権の発生の際に各組合員の損失分担の割合を知っていた場合であっても、その選択に従い、各組合員に対して等しい割合でその権利を行使することができる。
- ウ. 組合員の債権者は、組合財産について、その組合員の持分の限度で権利を行使することができる。
- エ. 組合契約において、当事者が損益分配の割合を定めなかったときは、利益及び損失は、各組合員に等しい割合で分配される。
- オ. 脱退した組合員は、その脱退前に生じた組合の債務について、従前の責任の範囲内で弁済する責任を負う。

1. アウ 2. アオ 3. イウ 4. イエ 5. エオ

組合に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- ア. 金銭を出資の目的とした場合には、その出資を怠った組合員は、その利息を支払うほか、損害の賠償をしなければならない。
- ✕ イ. 組合の債権者は、債権の発生の際に各組合員の損失分担の割合を知っていた場合であっても、その選択に従い、各組合員に対して等しい割合でその権利を行使することができる。
- ✕ ウ. 組合員の債権者は、組合財産について、その組合員の持分の限度で権利を行使することができる。
- ✕ エ. 組合契約において、当事者が損益分配の割合を定めなかったときは、利益及び損失は、各組合員に等しい割合で分配される。
- オ. 脱退した組合員は、その脱退前に生じた組合の債務について、従前の責任の範囲内で弁済する責任を負う。

1. アウ 2. アオ 3. イウ 4. イエ 5. エオ

和解に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア. AがBに対してA B間の売買契約に基づく甲不動産の引渡しを請求したが、Bがこれを拒否したため争いを生じた場合には、A B間で、BがAに対して係争物とは全く関係のない乙不動産を譲り渡す旨の和解契約を締結することはできない。

イ. Aから債権を買い受けたBとその債権の債務者であるCとの間で和解契約が締結された。この和解に際しては、その債権に係る支払額が争われ、A B間の売買契約が有効か否かは争われていなかったが、後に売買契約が無効であることが判明したときは、Bは、当該和解契約の錯誤による取消しを主張することができる。(問改)

ウ. Aは、Bとの賭博に負けたため、Cに事情を話して小切手を振り出させ、これらの経緯を知るBに交付したところ、B C間で、小切手の支払金額につき争いが生じ、和解契約が成立した。この場合、B C間の和解契約は公序良俗に反し無効である。

エ. Aは、Bの運転する自動車と接触し負傷したため、Bに対し損害賠償を請求したところ、A B間で、全損害を把握し難い状況の下において、BがAに対して早急に少額の賠償金を支払い、Aはそれ以外請求しない旨の和解契約が成立した。その後、Aに和解契約の当時は予期し得なかった後遺症が生じた。この場合、Aは、Bに対し、新たに生じた後遺症につき損害賠償を請求することができる。

オ. Aは、自己の所有する建物をBに賃貸したが、Bが賃料の支払を遅滞したため、Bに対して賃料の支払を請求し、A B間で、Bが以後賃料の支払を1か月分でも怠ったときには賃貸借契約は当然解除となる旨の和解契約が成立した。この場合、その後に賃料の不払があったときは、Bは、信頼関係の不破壊を主張して解除の効力を争うことができない。

1. アイ 2. アオ 3. イエ 4. ウエ 5. ウオ

和解に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア. AがBに対してA B間の売買契約に基づく甲不動産の引渡しを請求したが、Bがこれを拒否したため争いを生じた場合には、A B間で、BがAに対して係争物とは全く関係のない乙不動産を譲り渡す旨の和解契約を締結することはできない。

イ. Aから債権を買い受けたBとその債権の債務者であるCとの間で和解契約が締結された。この和解に際しては、その債権に係る支払額が争われ、A B間の売買契約が有効か否かは争われていなかったが、後に売買契約が無効であることが判明したときは、Bは、当該和解契約の錯誤による取消しを主張することができる。(問改)

ウ. Aは、Bとの賭博に負けたため、Cに事情を話して小切手を振り出させ、これらの経緯を知るBに交付したところ、B C間で、小切手の支払金額につき争いが生じ、和解契約が成立した。この場合、B C間の和解契約は公序良俗に反し無効である。

エ. Aは、Bの運転する自動車と接触し負傷したため、Bに対し損害賠償を請求したところ、A B間で、全損害を把握し難い状況の下において、BがAに対して早急に少額の賠償金を支払い、Aはそれ以外請求しない旨の和解契約が成立した。その後、Aに和解契約の当時は予期し得なかった後遺症が生じた。この場合、Aは、Bに対し、新たに生じた後遺症につき損害賠償を請求することができる。

オ. Aは、自己の所有する建物をBに賃貸したが、Bが賃料の支払を遅滞したため、Bに対して賃料の支払を請求し、A B間で、Bが以後賃料の支払を1か月分でも怠ったときには賃貸借契約は当然解除となる旨の和解契約が成立した。この場合、その後に賃料の不払があったときは、Bは、信頼関係の不破壊を主張して解除の効力を争うことができない。

1. アイ 2. アオ 3. イエ 4. ウエ 5. ウオ